

市町グリーンニューディール基金事業実施要領

第1 趣旨

県は、地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会を構築するため、市町が実施する事業に要する経費に対し補助金を交付することにより、地域におけるこれらの問題に適切に対応することとする。

第2 補助事業

県は、市町が以下に規定する事業を実施する場合について、補助金を交付する。なお、対象事業の範囲については、別表第1を参照すること。

1 地球温暖化対策に係る地方公共団体実行計画関係事業

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の3に規定する地方公共団体実行計画に盛り込まれる、又は今後盛り込まれることが想定される事業であって、次の各号に該当する事業

- ① 公共施設省エネ・グリーン化推進事業
- ② 民間施設省エネ・グリーン化推進事業
- ③ 地域環境整備支援事業
- ④ 廃棄物由来再生可能エネルギー利用促進事業

2 県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画関係事業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5に規定する県廃棄物処理計画又は廃棄物処理法第6条に規定する一般廃棄物処理計画に基づき実施する事業であって、次の各号に該当する事業

- ① 不法投棄・散乱ごみ監視等事業
- ② 不法投棄残存事案支障状況等調査事業

3 海岸漂着物地域対策推進事業

海岸漂着物の集積が著しく、海岸における良好な景観及び環境の保全に深刻な影響を及ぼしている地域等、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域において、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための地域計画の策定に関する事業、地域計画に盛り込まれる、又は今後盛り込まれることが想定される海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策等に関する事業

第3 基金事業に要する経費

基金事業に要する経費は、次により算出した額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）とする。

なお、対象経費の内容については、別表第2及び別表第3を参照すること。

1 第2の1の①、③及び④（民間事業者が市町の補助を受けて実施する事業を除

く。)、2の①及び②並びに3に定める事業

当該事業に要する総事業費から単独事業費、寄付金その他の収入の額を控除した額の定額

- 2 第2の1の②、③及び④に定める事業のうち、民間事業者が市町の補助を受けて実施する事業

当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の1を乗じて得た額を上限とする額

- 3 第2の1の②、③及び④に定める事業のうち、民間事業者が市町の利子補給を受けて実施する事業

当該事業に要する総事業費のうち金融機関からの融資に係る借入残高について、当該借入残高に年利3%の利子助成率を乗じた利息相当額（ただし、約定償還により計算した償還利息額を限度とする。）。

第4 事業の上積み

市町は、第2の規定により事業を実施するとともに、併せて、自らの財源により、事業の上積みができるものとする。

第5 事業効果の把握

第2の1に定める事業を実施する場合には、事業の実施による温室効果ガスの削減量を把握するものとする。

また、事業実施における直接的な雇用効果を把握するものとする。

これらの情報については、県の求めに応じて提供すること。

第6 事業計画等

- 1 市町長は、平成21年度においては事業実施までに、平成22年度及び平成23年度においては各事業年度の開始1ヶ月前に、地域グリーンニューディール基金事業計画書（各年度）事業個表（平成21年7月17日付け21環第436号通知別添「地域グリーンニューディール基金事業実施要領（以下「環境省要領」という。）様式第2号別紙3）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 市町長は、前項の計画を変更しようとする場合には、あらかじめ地域グリーンニューディール基金事業計画変更書事業個表（環境省要領様式第3号別紙3）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- 3 市町長は、補助事業実施期間中においては、毎年度末に、当該年度に実施した補助事業について、地域グリーンニューディール基金事業状況報告書（各年度）事業個表（環境省要領様式第4号別紙3）を、当該年度末の翌月20日までに、知事に提出するものとする。

第7 事業の中止又は廃止

- 1 市町長は、事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならないものとする。

- 2 知事は、1の規定に基づく承認を行う場合において、必要に応じて、条件を付することがある。

第8 事業の事故の報告

市町長は、事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

第9 事業の実績報告

- 1 市町は、補助事業が完了したときは、事業を完了した日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、地域グリーンニューディール基金事業実績報告書事業個票（環境省要領別紙様式第6号別紙3）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の実績報告を受けた場合には、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることがある。

第10 書類の提出方法

この要領で定める書類は、第2の1の規定による事業にあつては県民環境部環境局環境政策課に、第2の2及び3の規定による事業にあつては県民環境部環境局循環型社会推進課に提出するものとする。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、環境省要領及び地域環境保全対策費等補助金（地域グリーンニューディール基金）交付要綱を遵守すること。

附 則

この要領は、平成21年10月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月16日から施行する。

別表第1

事業項目	事業名	事業内容
1 地球温暖化対策に係る地方公共団体実行計画関係事業	① 公共施設省エネ・グリーン化推進事業	市町が、自ら実施する、市町の施設・設備として省エネ施設又は設備を複合的又は一体的に整備する事業及び付随する事業
	② 民間施設省エネ・グリーン化推進事業	市町が補助又は利子補給（ただし、市町が制度融資をするものに限る。）により実施する、民間事業者等の施設・設備として省エネ施設又は設備を複合的又は一体的に整備する事業及び付随する事業
	③ 地域環境整備支援事業	市町が自ら又は補助若しくは利子補給（ただし、市町が制度融資をするものに限る。）により実施する、地域における公共交通機関の利用者の利便の増進等に資する代替交通手段を整備する地域独自の事業及び付随する事業
	④ 廃棄物由来再生可能エネルギー利用促進事業	市町が自ら又は補助若しくは利子補給（ただし、市町が制度融資をするものに限る。）により実施する、廃棄物由来の再生可能エネルギーの利用及び導入のためのシステムを支援する地域独自の事業
2 県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画関係事業	① 不法投棄・散乱ごみ監視等事業	市町が自ら実施する、不法投棄、散乱ごみ監視等に関する事業
	② 不法投棄残存事案支障状況等調査事業	市（廃棄物処理法において県知事の権限に属する事務の一部を行うことのできる市に限る。）が自ら実施する、不法投棄等の残存事案について、生活環境保全上の支障の状況等を判断するための調査事業
3 海岸漂着物地域対策推進事業	海岸漂着物地域対策推進事業	<p>海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策等に関する次に掲げる事業</p> <p>(1) 市町が自ら実施する、海岸管理者等として実施する海岸漂着物等の回収・処理に関する事業（民間団体等と協力・連携して実施する事業を含む。）、海岸漂着物等の回収・処理に係る調査研究</p> <p>(2) 市町が自ら実施する、海岸漂着物等の発生の抑制に係る普及・啓発、海岸漂着物等の発生原因・抑制等に係る調査、発生抑制のための関係者間の連携・交流等、海岸漂着物等の発生抑制対策に関する事業</p>

別表第2

事業区分	対象経費
公共施設省エネ・グリーン化推進事業	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費及び業務費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料）並びにその他必要な経費で、知事が承認したもの
民間施設省エネ・グリーン化推進事業	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費及び業務費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料）並びにその他必要な経費で、知事が承認したもの
地域環境整備支援事業	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費及び業務費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料）並びにその他必要な経費で、知事が承認したもの
廃棄物由来再生可能エネルギー利用促進事業	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費及び業務費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料）並びにその他必要な経費で、知事が承認した経もの
不法投棄・散乱ごみ監視等事業	事業を行うために必要な業務費（旅費、消耗品費、通信運搬費、借料・損料、賃金、雑役務費及び委託料）及びその他必要な経費で、知事が承認したもの
不法投棄残存事案支障状況等調査事業	事業を行うために必要な業務費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料）及びその他必要な経費で、知事が承認したもの
海岸漂着物地域対策推進事業	事業を行うために必要な業務費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料）及びその他必要な経費で、知事が承認したもの

別表第3

区分	費目	細目	内容
設計費	設計費	設計費 監理費	基本設計、実施設計に要する費用 工事監理に要する費用
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、 ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱

事務費			<p>費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>											
	付帯工事費	一般管理費	<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>											
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>											
	測量及試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測費量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>											
	事務費	事務費	<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費をいう。事務費は、設計費及び工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="849 1632 1412 1910"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して
号	区分	率												
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%												
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%												
3	1億円を超える金額に対して	4.5%												